

告 9 9



蘭越町
総務課長 山内 勲 様

平成28年8月30日

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階

TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

弁護士法人佐々木総合法律事務所

弁護士 佐々木 泉 頭

ご 連 絡

冠 省 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の件につきまして、下記のとおり、ご連絡申し上げます。

記

- 1 別紙のとおり、委任契約書をご送付申し上げます。
- 2 なお、別紙請求書記載の通り、ご請求させていただきますので、ご送金の程よろしくお願い申し上げます。

以 上

委任契約書

蘭越町（以下、「甲」という。）と、弁護士法人佐々木総合法律事務所（以下、「乙」という。）との間で、次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は、チセヌプリスキー場を売却する件（以下「本件」という。）について、
売買契約書のリーガルチェックを乙に委任する。

第2条 甲は乙に対し、本件にかかる手数料として金3万円（消費税別途）を支払
うものとする。

第3条 前各条に定めるもののほか、本件に関し、必要があるときは、甲乙協議の上、
定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を所持するものとする。

平成28年8月29日

甲 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町長 宮谷内 留雄



乙 札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
代表社員弁護士 佐々木 泉



蘭越町役場

総務課長 山内 勲 様



平成28年9月5日

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階

TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

弁護士法人佐々木総合法律事務所

弁護士 佐々木 泉 頭

ご 報 告

冠 省 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

事業譲渡契約書のリーガルチェックの件につきまして、下記のとおり、当事務所の検討結果をご報告申し上げます。ご不明な点がございましたら、ご連絡下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 別紙のとおり、当事務所の契約書修正案をご送付申し上げます。
- 2 契約書第3条2項の譲渡代金支払方法ですが、事業譲渡契約の中で代金支払いの合意を明確化するため、納入通知書による方法ではなく、契約書において支払期日及び支払方法を明確に定めるべきであると考えます。

以 上

事業譲渡契約書(案)

蘭越町(以下「甲」という。)と有限会社 JRTトレーディング(以下「乙」という。)とは、甲から乙へのチセヌプリスキー場の事業譲渡につき次のとおり契約を締結する。

(目的・譲渡日)

第1条 甲は乙に対し、平成28年 月 日(以下「譲渡日」という。)をもって、甲のチセヌプリスキー場の事業の全部を譲渡する。

(譲渡物件)

第2条 前条により譲渡すべき資産は、次に挙げる資産及びチセヌプリスキー場の運営に必要な一切の資産(以下「譲渡資産」という)とする。

- (1) 高速リフト関連施設 一式 1,169.69m
- (2) 駅舎(山頂・山麓) 24.34m²
- (3) 休憩舎 1棟 194.40m²
- (4) 格納庫 1棟 317.61m²
- (5) 賃借権

所在・林班 蘭越町字湯里680-1、680-3、680-9
(後志管理区171林班)

地目 山林

数量 286,424.13m²

2 甲は、譲渡日現在甲が当事者となっている、北海道との賃貸借契約(以下、「本承継契約」という。)について、甲の契約上の地位及びこれに基づく権利義務の一切を乙に移転し、乙はこれを承継する。

(譲渡代金及びその支払)

第3条 譲渡代金は、金10,000,000円とする。

2 乙は、前項の代金を平成 年 月 日までに、下記口座に振り込む方法により、支払うこととする。

●●銀行 ●●支店

口座番号 普通 ●●●●●●

口座名義人 蘭越町(ランコシチョウ)

(本承継契約の賃借人の地位の移転)

第4条 甲及び乙は、相互に協力して、譲渡日までに、本承継契約における賃借権譲渡について、北海道からの承認を得るよう努めるものとする。また、平成29年4

月1日以降は、乙と北海道が当事者となって賃貸借契約を締結することとする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第5条 第2条1項の譲渡資産の所有権は、乙が第3条の代金の支払を完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 第2条1項の譲渡資産は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

3 第2条2項の本承継契約について、契約書類等は、乙が第3条の代金の支払を完了した後に、甲が乙に引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条第1項の規定により第2条1号乃至4号の所有権が移転した後、速やかに保存登記を行うものとする。甲は、第2条1号乃至4号の各物件について、甲が保有する建築時の資料(図面等)を乙に提供するものとする。2 前項の保存登記に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第7条 甲は、この物件に隠れた瑕疵があっても、その責を負わないものとする。

2 水道管・ガス管・電線管・電柱・空中線・排水など、この物件に関連する事項は現状のまま引渡しを行い、その後に発生した事項は、乙において責任をもって処理し、甲はその責を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催促しないでこの契約を解除することができる。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第10条 譲渡財産に対する公租公課は、発生した時点から乙が負担するものとする。

2 譲渡資産にかかる保険料等は日割り計算により、譲渡日の前日までは甲の、譲渡日以降は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、札幌地方裁判所岩内支部を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、信義に従い誠実に甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
蘭越町
蘭越町長 宮谷内 留雄

乙 虻田郡ニセコ町字東山24番地3
有限会社JRTトレーディング
取締役 